

平塚市介護職員等宿舍借上げ支援事業補助金交付要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、介護保険事業者等が就労の開始に伴い市外から宿舍に住所を異動した介護職員等の居宅となる当該宿舍を借り上げるための費用の一部を補助することによって、介護保険事業者等の人材確保、定着化及び働きやすい環境づくりを支援することを目的とする。

2 算定対象職員を雇用している介護保険事業者等に対し、予算の範囲内で平塚市介護職員等宿舍借上げ支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについては、補助金等の交付に関する規則（昭和54年規則第4号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護保険事業者等 平塚市地域防災計画（以下「計画」という。）に規定する、次のア又はイに掲げる協定のいずれかを締結している事業者をいう。
 - ア 災害時等における要援護高齢者の緊急受入れに関する協定
 - イ 災害時等における障がい者の緊急受入れに関する協定
- (2) 介護事業所等 次のア又はイに掲げる施設をいう。
 - ア 計画に規定する避難行動要支援者（要援護高齢者）緊急受入先施設のうち、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者が当該事業を行うために設置した事業所並びに同法に規定する指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設であって本市に所在するもの
 - イ 計画に規定する避難行動要支援者（障がい者）緊急受入先施設のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する指定障害福祉サービス事業者が当該事業を行うために設置した事業所であって本市に所在するもの
- (3) 就労 介護保険事業者等と直接の雇用契約を締結し、介護事業所等に勤務することをいう。
- (4) 介護職員等 就労している介護職員及び障害福祉サービスに従事する職員のうち、平成30年4月1日以降に採用された者をいう。
- (5) 宿舍 介護保険事業者等が市内に借り上げた住宅のうち、介護職員等の居宅とするものをいう。ただし、賃貸人が介護保険事業者等又は当該介護保険事業者等の代表者若しくは役員と同一であるものは除く。
- (6) 算定対象職員 介護職員等のうち、就労の開始に伴い市外から宿舍に住所を異動した者であって、かつ、当該就労及び当該宿舍での居住の開始から引き続いて6月の期間（以下「補助対象期間」という。）を経過した者をいう。
- (7) 補助対象家賃 宿舍を借り上げるための1月当たりの費用（敷金、礼金、管理費、共益費その他の費用を除く。）とし、他の機関等から当該費用について補助を受けた場合にあつては、その補助に係る額を除いた額をいう。

(期間の計算)

第3条 この要綱において1月とは、月の初日から末日までの期間とする。この場合において、当該期間の全日数にわたっていない場合は、1月としないものとする。

(補助対象)

第4条 この要綱において補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、介護保険事業者等のうち、算定対象職員を雇用している者とする。ただし、補助金の交付申請をした

時において次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者としなない。

- (1) 当該算定対象職員の就労及び宿舍での居住が継続していない者
- (2) 本市の市税を滞納している者

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、算定対象職員の居住する宿舍1戸につき、1月当たり補助対象家賃の3分の1の額又は30,000円のいずれか少ない額とし、補助対象期間分に相当する額とする。この場合において、補助金の額の算出に当たり、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の対象となる範囲は、1介護保険事業者等につき宿舍3戸を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第5条の規定による補助金の交付申請は、平塚市介護職員等宿舍借上げ支援事業補助金交付申請書(第1号様式)にその他必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。

(補助金の申請期間)

第7条 前条に規定する申請書を提出するときは、第4条本文に該当した日から、その日が属する月の3月後最終開庁日までに行うものとする。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、第6条に規定する申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を、平塚市介護職員等宿舍借上げ支援事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(事業実績報告書)

第9条 規則第11条第1項に規定する事業実績報告書の提出は、第6条に規定する申請書及び添付書類の提出をもってなされたものとみなす。

(補助金の請求)

第10条 第8条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、請求振込依頼書(第3号様式)により、補助金の支払を市長に請求するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、交付決定者が偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、補助金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(書類の整備等)

第12条 交付決定者は、当該補助金の交付に係る書類を補助事業が完了した日の属する本市の会計年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存しなければならない。

(補助対象からの排除)

第13条 市長は、平塚市暴力団排除条例(平成23年条例第9号)第8条に規定する必要な措置として、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象者としなないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人であって、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体であって、代表者が暴力団員に該当するもの

2 市長は、交付決定者が前項各号のいずれかに該当する場合は、当該交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付された補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

3 市長は、必要に応じて、補助金の交付申請をした者又は交付決定者が第1項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(有効期限)

- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。